公正取引委員会にて事前相談を６月３０日に申し出てからの概略

６月３０日　公正取引委員会 経済取引局取引部長宛に提出

　　　　　　目的

当連合会が損保各社（個別）に団体交渉の申し入れをする際に独禁法に抵触しないかの確認

ルールとして３０日以内に文書回答が得られ、損保会社が団体交渉の申し入れを拒否しないための環境を作る

団体交渉がスムーズに締結できない状況においての優越的地位の濫用も視野に入れていただく

７月７日　　公取委事務局に担当弁護士が呼び出され、指摘を受け追加資料の提出を求められる

1. 公取委が要望する追加資料が提出されたと判断されてから３０日以内に文書解答をする（了承済み）
2. 自動車車体整備事業者が損保会社との取引関係があると証明できる資料を２〜３例提出すること
3. 損保会社からは取引関係が無いと主張しているため、取引関係がある根拠となる裁判例や資料を提出すること（饗庭弁護士より別途提出予定）
4. 団体交渉の内容を具体的に示すこと
5. 都道府県各単組の売上高合計額及び全ての車体整備事業者の売上に占めるシェア率を提示すること（プロトリオスに協力依頼し、別途提出予定）
6. 指定工場制度の取引を団体交渉の対象とするかどうかを明確にすること
7. 団体交渉の相手先を明確にすること
8. 団体交渉は各単組か連合会で行うかを明確にすること

７月１１日　国土交通省自動車局整備課に団体交渉の事前相談を説明

　　　　　　自動車局整備課長　多田善隆氏

　　　　　　自動車局整備事業指導官　村井章展氏　（他2名）

７月１９日　公取委より要望されている資料は五月雨式に提出をするように指示あり

７月２８日　公取委より追加資料の要望を受ける

1. 団体協約が適応される車体整備事業者における大規模事業者の有無がわかる資料を提出すること
2. 参考となる団体協約の過去事例を提出すること

上記１に関しては金融庁から依頼の実態調査にて設問を搭載済みにて、公取委への転用について許可を得る（回答率７６％）

この時点で７月７日付けの２（１例目は提出済み）以外は提出済み

８月２日　　中小企業庁事業環境部取引課に団体交渉の進捗及び内容を説明

　　　　　　事業環境部取引課長　鮫島大幸氏

　　　　　　事業環境部取引課長補佐　川森敬太氏

　　　　　　事業環境部取引課長補佐（取引担当）弁護士　全未来氏

　　　　　　同席：国土交通省自動車局整備課（3名）

　　　　　　　　　全国中央会常務理事　及川勝氏

８月４日　　公取委から質問を受けたことによる事前相談申出書の記載を補正する必要が生じたため、事前相談申出書を再提出（７月７日付けの４、６、７、８の質問に対する補正）

８月７日　　追加資料の提出

　　　　　　７月７日付け２（２例目）、７月２８日付け２（俳優連合の事例）

８月１５日　追加資料の提出

　　　　　　７月７日付け２（３、４例目）

　　　　　　この時点で７月２８日付けの１のみ未提出

８月２３日　公取委より７月２８日付けの１に対する調査をするため、小倉会長名にて各単組への調査依頼を公文書にて発出

９月４日　　１０月に各損保会社に団体交渉の申し入れをする予定に対して、公取委に対する事前相談を必須とするかを検討

また、金融庁へ団体交渉に向けた事前報告をするか否かも検討に入る

同　日　　　公取委より追加の質問及び資料提出を求められる

1. 北海道自動車車体整備協同組合連合会及び福岡県自動車車体整備協同組合連合会の名簿を提出すること
2. 共済事業の共済責任における再共済もしくは再々共済を行っている場合の行政庁への承諾を示す資料を提出すること
3. 都道府県単組の定款にて要件を満たすことを示す資料を提出すること
4. 任意に設立され、加入や脱退することができること
5. 組合員が平等に議決権を有すること
6. 利益分配の限度額が法令または定款に定められていること
7. 自動車車体整備事業者の業務内容を具体的に示すこと
8. 上記にて本件相談の対象取引はどの業務が該当するかを示すこと
9. 上記で示した業務を行うために行政機関から取得が必要な許認可を示すこと
10. 連合会にて上記の許認可を取得している組合員の数または比率を示すこと
11. 本件相談の対象取引における自動車保険の種類を明確にすること
12. 自動車保険を適用するか否かを誰がどのタイミングで判断するかを明確にすること

また、自動車車体整備事業者はその結果をどのように認識するのかを明確にすること

1. 指定工場制度の紹介や斡旋に対して具体的な取り決めや契約がなされて　　いるのかを示すこと

また、本件相談の対象取引との相違点を明確にすること（対象となるかの基準や手続き、費用の決定方法や価格差等を含む）

1. 本件相談より指定工場制度を除外する理由を明確にすること
2. 指数とは何か、誰がどのように定めているのかを示すこと

また、指数の１例を資料提出すること

1. 指数に適用地域があるか、法令や通達等の根拠がある場合は具体的な内容を示すこと
2. 指数対応単価について２０１８年度から２０２２年までの変遷をまとめた一覧表をメガ損保４社それぞれに提出すること（地域差や事業者毎にて複数の単価がある場合は、それもわかるようにしたもの）
3. 指数対応単価の過去３年間に行われた協議、合意、決定について、その時期、開始方法、途中経過の内容や方法、妥結内容や方法を具体的に示すこと

また、損保各社や地域による違いがある場合は、それも明確にすること

また、一方的に協議されることなく損保より提示されている状況を具体的に示すこと

1. 個々の車体整備の取引において整備費用の支払うタイミング、交渉方法、決定方法を示すこと。また決定された指数対応単価がどのように算出等に反映されているのかも明確にすること
2. すでに提出された事例で損害保険会社側（アジャスター）と自動車車体整備事業者の単価にて違いがあります

例１のA社は７，５００円に対して損保会社は６，３６０円

例２のB社は１１，５３０円に対して損保会社は６，６４０円

上記のように双方に単価の違いが生じる理由を明確にすること

1. ２０２２年度の指数対応単価から１５％以上の引き上げ率で交渉するのかの根拠を資料や計算式等で示すこと
2. 本申出書に記載がある取引のある事業者という考え方は所属員事業者と協議して、所属員事業者の取得する財またはサービスに関する契約上の権利義務の内容を決定する事業者であるとしているが、この考え方の根拠となる裁判例、文献を示すこと。

９月６日　　理事数名と協議し公取委の回答を待って交渉するか、時間の経過を危惧して回答を待たずに交渉の申し入れをするかを検討

　　　　　　公取委の方向性を含めて西田議員から調査を依頼する

９月７日　　担当弁護士より公取委に９月４日付けの質問に対する意見を聴取

　　　　　　団体交渉において当連合会が独禁法に抵触しないかどうかを見定めるための事務的な追加質問であるとの回答

９月８日　　西田議員より回答あり

　　　　　　中小企業庁の鮫島課長から公取委に調査していただき、政治的な働き掛けを含めて公取委の方向性に変更は無しとのこと。公取委も団体交渉に一定の期待感を持っており、次回の通常国会（１０月中旬）までには事前相談を含む団体交渉の何らかの結果を出したいとのこと。今は迅速に公取委からの質問に対する回答が求められるとのこと。

9月12日　 担当弁護士と追加質問に対する協議を重ねて提出資料を作成及び提出をする。この時点で7月28日付け１について41単組中7単組が未提出だったが、回収済みの分も合わせて提出

9月15日　 7月28日付け１の未提出７単組を回収。公取委に要望されている追加も含めた質問や添付資料を全て提出した形となり、当連合会として事前相談の30日ルールでの文書回答期日が発動したと認識をする（公取委には未確認）

9月25日　 金融庁保健課に当連合会に対する実態調査の御礼や進捗の確認を兼ねて、単体交渉の事前報告及び内容の概略を説明

　　　　　　監督局保険課長　三浦知宏氏

　　　　　　監督局保険課長補佐　加藤篤氏

　　　　　　監督局保険課損害保険モニタリング長　福田憲夫氏

　　　　　　監督局保険課保健監督調査官　國島佳恵氏

9月27日　 担当弁護士に金融庁への訪問及び内容について報告する。金融庁としても公取委への事前相談に対する文書回答が重要と認識しており、文書の発出後に弁護士同席のもと団体交渉の説明をすることとしたことを報告。

　　　　　　公取委より再度追加の質問の意思があることを確認し、これも迅速に対応していくことを共有する。しかし公取委も次回の国会に間に合わせる意思の変更はなく、10月の中旬には文書回答が得られる見込み

　　　　　　公取委より文書通知をもとに金融庁へ説明をし、迅速に各損保へ団体交渉の申し入れができるように書類を準備しておく

9月28日　 中小企業庁より公取委を含めた進捗の確認を要望され報告をする。

　　　　　　今後の予定を報告

　　　　　　公取委より追加質問には迅速に対応する

　　　　　　各損保への申入書は東海日動のみか４社へ同時に申し入れするかを協議

　　　　　　申し入れ後の協議スケジュールに対する猶予期間の有無もしくは期限を協議

　　　　　（現段階では同じタイミングで申し入れをし、猶予期間は１ヶ月の予定）

　　　　　　公取委より10月中旬に文書回答を受理する予定

　　　　　　公取委より文書回答後に金融庁保健課へ団体交渉の説明（10月中旬以降）

　　　　　　損保各社へ団体交渉の申入書を通知（猶予期間最大１ヶ月）

　　　　　　東京海上日動から交渉をスタートさせる（11月中旬以降）

　　　　　（東海日動 → 三井住友 → あいおい → 損保ジャパン）

以上